

一般住宅の場合

	一般住宅	一般住宅 (台所等一部共用)
専用部分 設備	台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室 (全て完備)	便所 (以下の共同利用設備の基準を満たす場合)
共同利用 設備	設置要件なし	台所、収納設備、浴室又はシャワー室 (各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保されること)

共同居住型の場合

	共同居住型 (単身世帯向け)	共同居住型 (ひとり親世帯向け)
専用部分 設備	設置要件なし	設置要件なし
共同利用 設備	居間、食堂、台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又は シャワー室を設ける (ただし、専用部分に備えられている場合を除く)	居間、食堂、台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室 を設ける (ただし、専用部分に備えられている場合を除く) (注)バスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること
共同利用 設備の数	便所、洗面、浴室又はシャワー室は、Aの合計数を5で除した 数を設ける (小数点以下切上げ) (注)A:入居可能者数、 $A \geq 2$	便所と洗面は、BとCの合計数を3で除した数を設ける 浴室とシャワー室は、BとCの合計数を4で除した数を設ける (小数点以下切上げ) (注)B:ひとり親世帯向け居室以外の入居可能者数 C:ひとり親世帯向け居室の入居可能世帯数